

## 河川法等の許可申請について(武雄河川事務所所管分のみ)

### ～河川法申請を始めるにあたって、まずこちらをご覧ください～

- 河川法等にかかる許可申請書について、電子メールによる申請も受付しております。  
不明な点は、担当窓口までご連絡下さい。

～河川法等の許可申請書の電子メールによる申請について～

□メールアドレス：[qsr-takeokasenhou@mlit.go.jp](mailto:qsr-takeokasenhou@mlit.go.jp) (こちらに送ってください)

□[→申請様式集はこちらから←](#)

### ※申請時の留意事項(必ず確認下さい)※

<申請全般>

- ・メール本文に氏名、住所、連絡先の情報の記載をお願いします。
- ・申請メールのメールタイトルに【河川法申請】と必ず記載下さい。
- ・メールへの添付資料の形式については、以下が対応可能です。  
Word、一太郎、エクセル、パワーポイント、PDF、DocuWorks
- ・添付データの容量は、1回につき15MB程度まで送付可能です。

<河川法申請関係について>

- ・**使用したい場所・方法等が決まりましたら、申請前に占有許可を申請するエリアを担当している武雄河川事務所管内の各出張所に事前にご相談下さい。**申請内容及び申請に必要な書類等について確認を行います。 [→出張所の所在はこちらから←](#)

<届出書関係について>

- ・届出書は河川敷地内で行事(イベント)など一時使用したいときに、その行為が河川管理上支障とならないか、他の河川利用者の使用の妨げにならないか等を把握するため、提出頂いています。

上記に反する内容である場合には、使用をご遠慮頂く場合があります。

また、行為の内容や仮設物の設置を伴う場合は河川法の許可が必要なる場合があります。

**詳細は、届出行為を行うエリアを担当する各出張所等までお問い合わせ下さい。**

- ・届出書の内容確認のため、原則、**使用日5日前(土・日・祝日を除く)の17時まで**に申請をお願いします。
- ・届出書の内容確認後、担当出張所より届出書受領の連絡を行います。  
内容確認の過程で個別確認等を行うこともありますので、ご了承願います。

担当窓口：武雄河川事務所 占有調整課

(Tel:0954-23-7932)